

呉市こども計画（案）について

1 呉市こども計画（案）に対する意見

(1) パブリックコメント（市民意見募集）による意見

令和6年12月18日（水）から令和7年1月16日（木）まで（30日間）意見募集を行い、7名の方から計画に対する意見14件及び具体的な施策に対する意見16件が提出されました。提出された意見に対する市の考え方等は、次のとおりです。

意見の要旨	市の考え方等
「第2期呉市子ども・子育て支援事業計画」（令和2～6年度）の振り返り	
基本目標3 子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実（71ページ） 「青少年の健全育成のために、呉市青少年指導センターによる教育相談、スクールカウンセラーの配置、教育支援センター「つばきルーム」の設置、メンタルフレンドの派遣、生徒指導員等により生徒指導上の諸課題等への対応を図っており、一定の成果を得ていますが、各事業の実施に当たり現場との連携が不十分など個々のケースへの対応には限界があり、今後はより子どもに寄り添った対応が求められています。」と記載されているが、限界があるなら人材を増やすなどの取組が求められるのではないかと。 「より子どもに寄り添った対応が求められている」という文章は続きとしておかしいのではないかと。	今後はより子どもに寄り添った対応が必要であり、人材の確保など環境整備についても検討が必要と考えます。また、限界があるという言葉は誤解を招く表現になっていたため、次のように修正しました。 【修正事項】 （71ページ） 青少年の健全育成のために、呉市青少年指導センターによる教育相談、スクールカウンセラーの配置、教育支援センター「つばきルーム」の設置、メンタルフレンドの派遣、生徒指導員等により生徒指導上の諸課題等への対応を図っており、一定の成果を得ていますが、各事業の実施に当たり現場との連携が不十分なケースもあり、今後、対応をより充実するために、現場との連携を強化し、より子どもに寄り添っていくとともに、人材の確保も含め環境整備についても検討が必要です。

基本理念について

基本理念において一文が長すぎて市民に分かりにくい。都道府県子ども計画の中には「住民にとってわかりやすいものとなる」という記載があるが、市町村子ども計画には反映されないのか。

(76ページ)

【修正前】

第2期子ども・子育て支援事業計画では、次世代育成支援対策推進法第3条に規定する「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない」という考え方を基に、「すくすく・のびのび・子育てが楽しいまち」という子育てをする父母その他の保護者に焦点を当て、保護者が行う子育てという営みを支えていこうというメッセージが伝わるような基本理念としていました。

一方で、こども基本法やこども大綱では、こどもや若者の最善の利益を第一に考え、こどもの権利を守るという考え方を中心に、全てのこどもの健やかな成長を社会全体で後押しすることが求められています。

呉市子ども計画では、国の考え方を踏まえ、市として「こどもまんなか社会」の実現を目指して、全ての施策に取り組む必要があることから、第2期子ども・子育て支援事業計画での基本理念を一新することとし、次の基本理念を掲げ、社会全体（市役所や企業、事業者、家庭、地域社会、学校、こどもや子育て世帯に出会う全ての市民など）でこどもの健やかな成長を後押

今回、「子ども・子育て支援事業計画」を包含した「呉市子ども計画」に一新したため、その理由や新たな基本理念の考え方を丁寧に示す必要があるとの思いから、現行の表現となっていました。確かに文章が長く分かりにくい表現となっていたため、次のように修正しました。

【修正事項】

(76ページ)

第2期子ども・子育て支援事業計画の基本理念は、子育てをする父母その他の保護者に焦点を当て、保護者が行う子育てという営みを支えていこうというメッセージが伝わるよう「すくすく・のびのび・子育てが楽しいまち」としていました。

また、その基本理念の基となったのは、次世代育成支援対策推進法第3条に規定されている、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない」という考え方によるものでした。

一方で、この度策定するこども計画の考え方の基になるこども基本法やこども大綱では、こどもや若者の最善の利益を第一に考え、こどもの権利を守るという考え方を中心にしています。

その上で、全てのこどもの健やかな成長を社会全体で後押しすることが求められています。

そのため、市として国の考え方を踏まえ、第2期子ども・子育て支援事業計画での基本理念を一新することとし、呉市子ども計画の基本理念を次のように掲げました。

そして、社会全体（市役所や企業、事業者、家庭、地域

しすることで、「こどもまんなか」の実現に努めます。「こどもまんなか」の実現により、こどもや若者が成育環境に関わらず、自分らしく幸福な生活を送ることができる呉市を目指します。	社会、学校、こどもや子育て世帯に出会う全ての市民など)でこどもの健やかな成長を後押しすることで、「こどもまんなか」の実現に努めます。 また、「こどもまんなか」の実現により、こどもや若者が成育環境にかかわらず、自分らしく幸福な生活を送ることができる呉市を目指します。
基本理念が、「こどもまんなか こどもの健やかな成長を社会全体で後押しするまち くれ」となっているが、「社会全体でこどもの成長を後押しする」は、こども家庭庁の言葉で、国と同じでなくても、呉市独自の市民一人一人に、共感を持てる理念にならないか。(76ページ)	基本理念については、市として「こどもまんなか社会」の実現を目指して、全ての施策に取り組む必要があると考えて設定しています。 「こどもまんなか」の実現により、こどもや若者が成育環境にかかわらず、自分らしく幸福な生活を送ることができる呉市を目指すという考えから、現在の表記のままとします。
呉市には、病児保育園があり、「働く両親が安心して子どもを預けて働ける」環境があると考えられることができるが、子どもの視点に立つと、「病気で体も心も辛い中、両親や家から離される」という辛い環境なのではないかと思う。 子どもが病気になった時に安心してそばにいられるような社会になってほしいと思う。 国は、共働きを推奨するかのような政策ばかり整えようとしている。 働きたい人は働いたらいいと思うが、子どもを犠牲にしてまで働きたくないのに働かざるを得ないという人も多くいることを知ってほしい。	生活困窮などの理由により働かざるを得ない人がいることは認識しております。また、医療職・介護職・公安職など、人材確保が難しい中でエッセンシャルワーカーとして市民の生活や生命を支えている人がおり、こういった方々にも支援サービスを利用していただいていることから、このサービスは必要であると考えます。 今後、こどもや子育て世帯の方々がそれぞれの考え方や選択の中で、気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の人を応援する社会全体の意識改革を推進していくことが大切であると考えています。

基本目標 1 について	
重点施策 1 の施策の方向性に「教育・養育の現場においてこどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱えるときに助けを求め、回復する方法を学べるように努めるとともに、こども・若者が権利の主体であることを、社会全体、市民一人一人に広く周知します。」と書かれているが、重点施策の取組担当課に学校教育課も加えるべきではないか。 (8 1 ページ)	「呉市役所の取組」では、担当課が実施する具体的な事業名を記載していますが、「施策の方向性」については、呉市全体の取組の方向性を記載しています。具体的事業名は、記載していませんが、学校教育においても、これら施策の方向性を踏まえた取組を進めていきます。
基本目標 2 について	
重点施策 2 について、地域社会の取組に「自己肯定感及び協調性並びに食の大切さを学ぶ場として、地域でとれた野菜を中心に、大人とこどもと一緒に調理して食べる活動」とあるが、ここに自己肯定感を含めるのはなぜか。この活動で自己肯定感を学べるということか。 (8 6 ページ)	「地域社会（市民、企業、事業者、各種団体等）の取組」では、こどもまんなか応援サポーターによる「こどもまんなかアクション」を参考に記載していますが、意図が伝わりにくい表現になっているため、御意見を参考に、次のように修正しました。 【修正事項】 (8 6 ページ) <u>地域でとれた野菜を中心に、大人とこどもと一緒に調理して食べる活動の中で、こどもが役割を担うことで、自己肯定感及び自己有用感のかん養や食の大切さを学ぶ場づくり</u>
基本目標 3 について	
重点施策 1 の呉市役所の取組で、母子健康手帳（親子健康手帳）の交付を親子健康手帳（母子健康手帳）という表記に変えた方が良いのではないか。 (8 8 ページ)	母子健康手帳は、妊娠期や産後の母体の健康状況や子の成長・発育についての記載を主とする手帳であることから、呉市では、国からの表記に関する通知も踏まえ、令和 5 年度に母子健康手帳から母子健康手帳（親子健康手帳）に表記を変更しています。今後も国などの動向を注視していきます。

基本目標 6 について	
現状と課題に、児童虐待において「発生予防から早期発見、発生時の迅速で的確な対応が求められる」と記載されているが、児童虐待の早期発見は、学校で行われる健診なども効果的と考えられるため、学校教育課を加えた方が良いのではないか。 (9 9 ページ)	「呉市役所の取組」では、担当課が実施する具体的な事業名を記載していますが、「施策の方向性」については、呉市全体の取組の方向性を記載しています。具体的事業名は、記載していませんが、学校教育においても、これら施策の方向性を踏まえた取組を進めていきます。
ヤングケアラーについて、調査結果から「自分があてはまるか判断できない、又は答えることが難しいこどもがいる可能性があり、顕在化しづらい状況が課題となっている」とあるが、どのように顕在化していくかの施策が書かれていない。 (9 9 ページ)	ヤングケアラーについては、「学校におけるヤングケアラー実態調査」などを通して実態把握に努めるとともに、ケースによっては、要保護児童対策地域協議会の取組の中で引き続き学校や関係機関と連携し、必要な支援につなげていきます。
基本目標 7 について	
重点施策 2 について、各種相談窓口の相談実績件数と新しい計画における目標件数の数値は記載しないのか。 (1 0 3 ページ)	各種相談窓口の相談実績よりも「誰にも相談できない」「相談したくない」というこども・若者を減らしたいという考え方から「基本目標 7」では「誰にも相談できない」「相談しない」と回答した割合を 0 パーセントに近づけることを目標値としています。 (1 8 4 ページ)
基本目標 9 について	
重点施策 2 学びと社会の連携促進にキャリアスタートウィークは入れないのか。 (1 1 3 ページ)	【修正事項】 (1 1 3 ページ) 「重点施策 2」の「呉市役所の取組」に「キャリア教育推進協議会」を追記します。
重点施策 3 こどもの体力の向上のための取組の推進において、学校教育の中に体を動かす時間を増やすということは入れないのか。 (1 1 4 ページ)	「重点施策 3」では、トップアスリートの派遣やくれ・チャレンジマッチ・スタジアム事業を通して運動の習慣化を図ることが、体を動かす時間を増やすことにつながると考えています。

重点施策5 児童・生徒定期健康診断の概要に「児童虐待の早期発見につなげる」との文言を記載すべきではないか。 (115ページ)	「重点施策5」における児童・生徒定期健康診断は、現在の記載内容が本来の趣旨であると考えています。
計画全体について	
各基本目標に現状と課題、重点施策に施策の方向性が示されているが、対応する事業がどれなのか分かりにくい。	「施策の方向性」においては呉市として取り組んでいく方向性を示し、「呉市役所の取組」においては具体的な事業名を記載していますが、引き続き、施策の方向性に合った新たな事業についても検討し、実施していきます。
具体的な施策、今後事業を進める上での要望等	
・3歳までの保育料の無償化の実施 ・小児科医への助成による小児科医の確保 ・大学受験料及び模擬試験受験料の支援についての十分な広報 ・子育てヘルパー派遣事業の利用要件緩和 ・スクールカウンセラーの増員 ・加配講師配置による児童への学習内容の習熟 ・AI型学習支援ツールによる児童への学習内容の習熟 ・子育て施策全般に対する広報充実と利用要件の緩和 ・こどもにとって使いやすい公園の在り方検討 ・若者が利用したい居場所の充実 ・コミュニティスクール制度における学校と地域の連携 ・ダブルケアの支援の充実 ・こどもまんなかキャンペーンの効果的な啓発 ・家庭教育の支援の充実 ・子ども図書館（図書室）の設置 ・学校教育指導補助員の増員	具体的な施策や事業についての御意見に関しては、今後計画を推進していく上での参考とさせていただきます。

(2) 民生委員会からの意見

民生委員会からの意見を踏まえ、次のとおり修正を行いました。

意見の要旨	市の考え方等
こども・若者の意見反映について	
・ 子供や若者の意見を聴取しながら様々な施策や事業を進めていくには、こども部だけでなく、各部署が連携して、取り組む体制が重要と考える。全庁的に、幅広い子供・若者の声をしっかりと受け止める体制を整備し、「こども・若者の意見反映」に取り組んでいただきたい。 ・ 不登校の子供や障害等で自分の思いをうまく伝えられない子供・若者もいるので、聴く側が配慮や工夫をしなければ、聴かれにくい声があることを認識し、声なき声をどのように具現化していくかが重要と考える。声を聴かれにくい子供・若者が抱えている困難性・経験・考え方は、社会が取り組むべき課題であり、多様なニーズの1つであることに注視し、「こども・若者の意見反映」に取り組んでいただきたい。	こども・若者の意見反映については、こども・若者とともに社会をつくるという認識を持ち、より良い施策の実現とこども・若者の自己有用感の向上のために大切なことだと考えています。 御意見を踏まえ、呉市こども計画の176ページから180ページまでに追記しました。 こども・若者への意見聴取するための手法を177ページ及び178ページに追記しました。 また、声を聴かれにくいこども・若者への配慮について178ページ及び179ページに追記しました。
こどもが意見を表明するための工夫について	
・ 子供・若者の意見表明は、今後、色々な場面で行うことが想定されるが、他市の事例から、意見が聴き過ぎられることが多く見られる。子供の意見を聴くだけで終わらせ、意見を取り入れなかった場合には、子供・若者の失望を招き、意見表明の意欲をそいでしまうため、意見が取り入れられた場合や、意見が取り入れられなかった場合の理由や経過を、意見表明した子供・若者へフィードバックし、相互理解を深める仕組みを取り入れていただきたい。	意見の反映・フィードバックについて180ページに追記しました。

推進体制について	
・こども施策の推進体制として、市民や有識者、子育て支援関係者等で組織する「くれこどもまんなか推進協議会（仮称）」を設置し、こども施策の推進に向けての協議・意見交換を行うとあるが、こどもまんなかの観点から、若者の意見が取り入れられるよう、推進協議会の委員として複数名の若者が参加できるような体制を構築していただきたい。	「④審議会等へのこども・若者の参画」について178ページに追記しました。 なお、頂いた御意見は、呉市こども計画に示しています推進体制の中でその手法や仕組みについて議論し、検討を進めていきます。

2 今後の予定

令和7年3月下旬 呉市こども計画の策定並びに市民意見募集の結果及び計画の公表